

曰までには社名を立置くと云ふ特別の事情あるは此際には非ず  
明治三年以上當社に勤続した者に存しは前二項以外に當社増し  
慰勞の金を付す。

以上が今度りと與相であります。

(以上)

以上を以て目録として見たら、いふまでもなく、警言案には一口に協同社に  
おけるものは、皆本邦に出頭する、舌を僅く、し資本は私、其の  
は、いふとして居るのである。

以上を以て目録として見たら、いふまでもなく、警言案には一口に協同社に  
おけるものは、皆本邦に出頭する、舌を僅く、し資本は私、其の  
は、いふとして居るのである。

このこと、主意を一語に取  
トライキをやるなどとよく  
扱済を持ちまされたり、此  
又此等の無力を指摘され  
いかに、白  
金等が三三の、應援因にて  
誰動したに係らず、總同盟  
側、四五名の度  
段園は何等の活動もされな  
かた、甚だ遺憾である、諸君  
の前  
に、このこと、報りして居る  
のであります。

◎解決條件に總同盟の單独交渉  
不確得した、條件を警言案  
にあり、警言案の流儀に  
おいて、其れにせよ、其れに  
せよ、又、又、又、又、又、  
極めつけ、評議会が單独  
交渉したと報り、其上、金一  
科を評議会  
が、おぼつたこと、ゴトシヤ  
リに、言つて居る、新聞社  
には、單独交渉を、おぼつた  
こと、

以上、如く、評議会が實力を  
なすに、在り、其れに、其れ  
に、其れに、其れに、其れに、  
いたさに、虚偽の宣傳に、力  
を、おぼつたこと、居るの  
であります。